

かごしま文化情報センター運営等業務委託契約に係る
企画提案競技（プロポーザル）実施要領

1 業務名

かごしま文化情報センター運営等業務

2 業務の目的

本市が実施する文化芸術事業に関する情報のほか、市内外の文化芸術情報を効果的に発信する拠点として「かごしま文化情報センター（K C I C : Kagoshima Cultural Information Center）」を運営するとともに、文化芸術に関する講座やワークショップを開催するなど、文化芸術に身近に触れ親しむ機会や活動の充実、文化芸術の担い手の育成を図る。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 予算額

本業務の委託見積限度額は、次のとおりとする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

9, 597, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 企画提案競技参加資格

告示第146号（令和7年2月14日）に定められた資格要件のとおり（以下、再掲）。

この企画提案競技に参加できる者は、単体事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(10)までの要件を満たしていることとし、複数事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)及び(3)から(9)までの要件を満たし、かつ、構成員のいずれかが(2)及び(10)の要件を満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(3) この告示の日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (7) 納期の到来している市区町村税（特例猶予の適用を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地において市区町村税を完納していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (10) 令和2年度以降に、情報発信業務及び講座又はワークショップの開催業務を受注又は主催した実績があること。

7 企画提案競技等日程

以下の日程で行うこととする。

内容	日時等
告示	令和7年2月14日（金）
質問受付	令和7年2月21日（金）午後5時15分まで
質問回答	令和7年2月26日（水）まで
参加申出書提出	令和7年2月28日（金）午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和7年3月5日（水）まで
企画提案書提出	令和7年3月14日（金）午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和7年3月24日（月）（予定）
プレゼンテーション審査 結果通知	令和7年3月25日（火）（予定）
契約締結	令和7年4月1日（予定）

※かごしま文化情報センターの運營業務開始日は、令和7年4月1日とし、業務開始日までに前受託事業者から業務の引継を受けるものとする。

8 企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出期限

令和7年2月14日（金）から同年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

ア 企画提案競技参加申出書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

ウ イに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）

エ 印鑑証明書（原本）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けている場合は、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式6）

キ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書））直前1期分。個人の場合は、確定申告書の写し

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類

ク 令和2年度以降に、情報発信業務及び講座又はワークショップの開催業務を受注又は主催した実績があることを証する書類

(4) 本公告の日現在において、令和6年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者又は令和6年度鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、8(3)イからエ及びカの書類の提出を省略することができる。

(5) 8(3)イからエまでの書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、8(3)オの滞納がないことの証明書については、告示日以降のものを提出すること。

(6) 提出書類は、A4版ファイルに8(3)の記載順にとじて、表紙及び背表紙に申出者名を記入すること。

(7) 提出方法

郵送又は直接持参

なお、郵送の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(8) 提出先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館 1 階）

電話 0 9 9 - 2 1 6 - 1 5 0 1

9 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 7 年 3 月 5（水）までに通知する。

10 質問の受付及び回答

仕様書の内容、企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、以下の要領にて行う。

(1) 受付期限

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）午後 5 時 1 5 分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで送付すること。

（メールアドレス bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp）

(3) 提出様式

質問票（様式 7）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務内容や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問票に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容について、令和 7 年 2 月 2 6 日（水）までに、鹿児島市ホームページに掲載する。

11 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午後 5 時 1 5 分（必着）

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（直接持参の場合は、土曜日・日曜日・休日の終日及び平日の正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

- ① 会社概要（様式2）
- ② 業務実績（様式3）
- ③ 見積書（様式4 又は任意様式）
- ④ 企画提案書（様式5 又は任意様式）

(4) 提出部数

正本：1部、副本：6部

- ・ 正本の表紙には住所、会社名、代表者名を記入し、押印すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 様式第2は、正本にのみ添付すること（副本には添付しないこと）。
- ・ 文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。12(1)のプレゼンテーション審査において使用する資料は、11(3)の提出書類で提出した書類を使用することとする。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出方法

8(7)に同じ

(6) 提出先

8(8)に同じ

(7) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの。
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの。
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの。

(8) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態であると認めるとき並びに不慮の都合により、企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

12 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市市民局市民文化部契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

① 日時：令和7年3月24日（月）（予定）

② 留意事項

- ・開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・プレゼンテーション審査において使用する資料は、「11(3) 提出書類」で提出した書類を使用することとする。

(2) 審査項目

- ① 業務実績、業務の実施体制（業務遂行能力）
- ② 企画提案書の提案内容
- ③ 見積額及び費用の妥当性
- ④ 総合評価

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、個別に文書で通知する。

1.3 業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

(2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) この企画提案競技は、令和7年第1回鹿児島市議会定例会において、令和7年度鹿児島市一般会計予算議案が可決されなかった場合は、無効となる。

(5) 契約予定金額

予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

1 4 成果品

本業務を委託する際の成果品は次のものを予定している。

- (1) かごしま文化情報センター運営等業務実績報告書 毎月1部
- (2) 本業務実施状況写真等データ 一式
- (3) 各種業務のマニュアル等 一式
- (4) その他、本業務のために必要なものとして作成した資料
- (5) (1)から(4)までを格納した電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）

1 5 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出書類は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

1 6 本業務担当者

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部文化振興課（みなと大通り別館1階） 担当：河東

TEL 099-216-1501 FAX 099-216-1128

Email bunkashinko@city.kagoshima.lg.jp